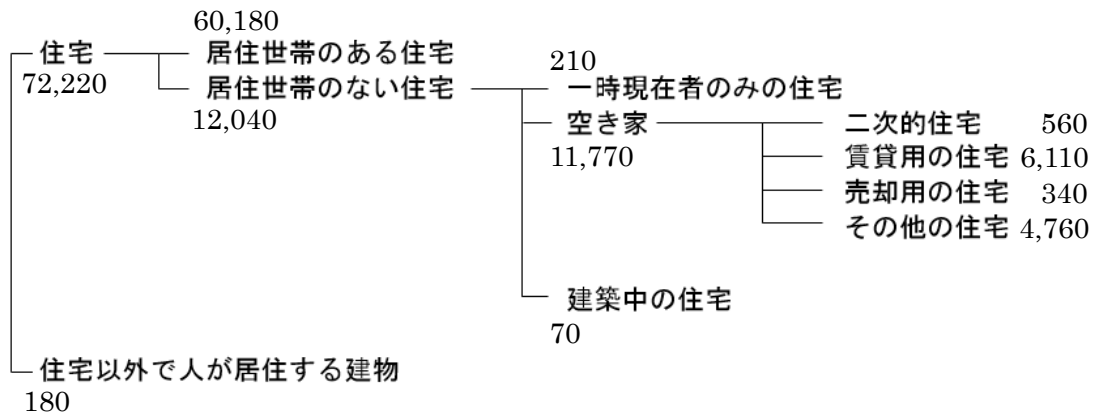


平成 30 年 住宅・土地統計調査 <資料>

資料 1

米子市における居住世帯の有無(8 区分)別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数 (単位：戸)



資料2

米子市における世帯の種類(4区分)別住宅及び住宅以外で
人が居住する建物の世帯数並びに世帯人員

	世帯数(単位:世帯)	世帯人員(単位:人)
総数	60,910	147,880
主世帯	60,180	142,960
1人世帯	20,170	20,170
2人以上の世帯	40,000	122,790
同居世帯・住宅以外の建物に居住する世帯	730	4,920
普通世帯	460	1,500
準世帯	270	3,430

資料3

米子市における住宅の所有の関係(2区分)別住宅数並びに
世帯の種類(4区分)別世帯数及び世帯人員

	世帯数(単位:世帯)			世帯人員(単位:人)		
	総数	持ち家	借家	総数	持ち家	借家
総数	60,720	36,030	22,860	144,470	99,750	40,800
主世帯	60,180	35,500	22,840	142,960	98,350	40,690
1人世帯	20,170	6,430	13,100	20,170	6,430	13,100
2人以上の世帯	40,000	29,080	9,740	122,790	91,920	27,590
同居世帯	540	520	20	1,510	1,410	110
普通世帯	420	410	20	1,400	1,290	110
準世帯	110	110	-	110	110	-

資料4

米子市における住宅の建て方(4区分), 構造(5区分), 階数(5区分)別住宅数(単位:戸)

	総数	一戸建			長屋建			共同住宅						その他
		総数	1階建	2階建以上	総数	1階建	2階建以上	総数	1階建	2階建	3~5階建	6~10階建	11階建以上	総数
総数	60,180	36,100	4,130	31,980	2,480	890	1,590	21,430	-	11,510	5,640	3,520	750	160
木造	38,020	34,240	4,050	30,190	1,510	800	710	2,220	-	2,220	-	-	-	50
木造 (防火木造を除く)	25,070	23,530	3,590	19,940	1,080	780	300	410	-	410	-	-	-	50
防火木造	12,950	10,710	460	10,250	430	20	410	1,810	-	1,810	-	-	-	-
非木造	22,160	1,860	80	1,790	980	90	880	19,210	-	9,290	5,640	3,520	750	110
鉄筋・ 鉄骨コンクリート造	15,800	940	-	940	450	20	430	14,340	-	4,780	5,280	3,520	750	60
鉄骨造	6,270	900	60	840	520	70	450	4,810	-	4,460	360	-	-	30
その他	90	20	20	-	-	-	-	60	-	60	-	-	-	10

資料5

米子市における空き家の種類(4区分), 腐朽・破損の有無(2区分), 建て方(2区分), 構造(2区分)別空き家数(単位:戸)

	総数							腐朽・破損あり							腐朽・破損なし						
	総数	一戸建			長屋建・共同住宅 ・その他			総数	一戸建			長屋建・共同住宅 ・その他			総数	一戸建			長屋建・共同住宅 ・その他		
		総数	木造	非木造	総数	木造	非木造		総数	木造	非木造	総数	木造	非木造		総数	木造	非木造	総数	木造	非木造
総数	11,770	4,260	4,080	180	7,510	1,580	5,930	2,700	1,370	1,370	-	1,330	650	690	9,070	2,900	2,710	180	6,170	930	5,240
二次的住宅	560	290	200	80	270	-	270	30	10	10	-	20	-	20	520	280	190	80	250	-	250
賃貸用の住宅	6,110	360	350	10	5,750	1,240	4,510	1,140	140	140	-	1,000	560	430	4,970	220	210	10	4,750	680	4,080
売却用の住宅	340	240	230	10	110	70	30	70	50	50	-	20	20	-	280	190	180	10	90	50	30
その他の住宅	4,760	3,380	3,300	80	1,380	260	1,120	1,460	1,170	1,170	-	290	60	230	3,300	2,210	2,130	80	1,090	200	890

資料6

米子市における建物の建て方(4区分), 構造(2区分), 階数(4区分)別むね数(単位:棟)

	総数	一戸建			長屋建			共同住宅				その他 総数	
		総数	1階建	2階建 以上	総数	1階建	2階建 以上	総数	1階建	2階建	3～5 階建		6階建 以上
総数	44,680	40,620	5,590	35,030	1,040	550	490	2,810	10	2,160	530	110	210
木造	39,950	38,550	5,510	33,040	830	510	310	510	10	500	-	-	50
非木造	4,730	2,070	80	1,990	210	30	170	2,300	-	1,660	530	110	160

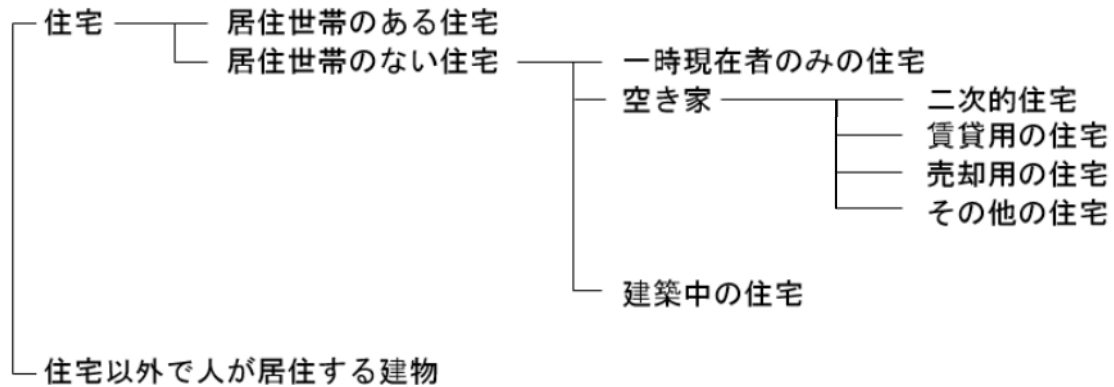
平成30年住宅・土地統計調査

統計表利用上の注意

- 1 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
 - ・ 市区町村（21大都市を含まない）は、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章
- 2 統計表の数値は、総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 3 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりである。
 - ・ 「-」は、該当数値がないもの又は数字が得られないものを示す。
 - ・ 「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示す。

用語の解説

《住宅》



住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ① 一つ以上の居室
 - ② 専用の炊事用流し(台所)
 - ③ 専用のトイレ
 - ④ 専用の出入口
- 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。
- 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅をいう。

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

区分	内容
一時現在者のみの住宅	昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家	二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅及びその他の住宅
二次的住宅	別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
	その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
賃貸用の住宅	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
売却用の住宅	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅	上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)
建築中の住宅	住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの） なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。 また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分		内容
木造	木造 (防火木造を除く)	建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの ただし、「防火木造」に該当するものは含めない
	防火木造	柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、瓦、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの
非木造	鉄筋・ 鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造(柱・はりが鉄骨のもの)のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

建物の階数

建物全体の地上部分の階数をいう(したがって、地階は含めない)。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分	内容
持ち家	そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合 やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。 また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家 都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」 でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれている もの。
都市再生機構（UR）・ 公社の借家	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅 協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」で ないもの。 いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用促進住宅（移転就職者用 宿舎）も含む
民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構（UR）・公社の借家」又は「給与住 宅」のいずれにも該当しない賃貸住宅
給与住宅	勤務先の 会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務 の都合上又は給与の一部として居住している住宅 いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 家賃の支払の有無を問わず、 また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、 その従業員が住んでいる場合を含む

腐朽・破損の有無

住宅の主要な構造部分（壁・柱・床・はり・屋根等）やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの

《世帯》

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は全て「普通世帯」）。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

住宅に居住している世帯（主世帯、同居世帯）、住宅以外の建物に居住している世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係

		普通世帯	準世帯
住宅に居住している世帯	主世帯	・二人以上の世帯 ・単身の世帯	
	同居世帯	・二人以上の世帯	・単身の世帯
住宅以外の建物に居住している世帯		・二人以上の世帯 ^(注1)	・単身の世帯 ^(注2)

(注1) 寮・寄宿舎の管理人・家主などの世帯は、単身の世帯であっても普通世帯とした。

(注2) 住宅以外の建物に居住する単身者は、棟ごとにその単身者の集まりを一つの世帯とした。

世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいれば世帯人員に含めた。

船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は世帯人員に含めた。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

世帯員の年齢

平成30年10月1日現在の満年齢

《現住居以外に所有する住宅》

世帯所有空き家の建て方

世帯所有空き家の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	「住宅の建て方」の項を参照
長屋建	
共同住宅	
その他	